（前のページより続き）

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、司法書士懲戒処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

厚生年金基金変更、企業年金基金変更関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他

三

省　令

○総務省令第四十五号

行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二十四条第三項の規定に基づき、行政不服審査会事務局組織規則を次のように定める。

平成二十八年四月一日

総務大臣　山本　早苗

行政不服審査会事務局組織規則

（事務局に置く課等）

第一条　行政不服審査会事務局に、総務課及び審査官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第二条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　会長の官印及び行政不服審査会印の保管に関すること。

二　局務の総合調整に関すること。

三　行政不服審査会の人事に関すること。

四　行政不服審査会の所掌に係る会計及び会計の監査に関すること。

五　行政不服審査会所属の物品の管理に関すること。

六　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

七　行政不服審査会の保有する情報の公開に関すること。

八　行政不服審査会の保有する個人情報の保護に関すること。

九　広報に関すること。

十　審査請求に係る事件についての調査審議に関すること（審査官の所掌に属するものを除く。）。

十一　前各号に掲げるもののほか、局務で審査官の所掌に属しないものに関すること。

（審査官の職務）

第三条　審査官は、命を受けて、審査請求に係る事件についての調査審議に関する事務を分掌する。

附　則

この省令は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○法務省令第二十九号

手形法（昭和七年法律第二十号）第八十三条及び小切手法（昭和八年法律第五十七号）第六十九条の規定に基づき、昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

法務大臣　岩城　光英

昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令

昭和八年司法省令第三十八号の一部を次のように改正する。

別表宇部手形交換所及び岩国手形交換所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十号

保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）第十八条の規定に基づき、保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

法務大臣　岩城　光英

保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則の一部を改正する省令

保護区及び保護区ごとの保護司の定数に関する規則（昭和四十八年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「指定都市の区」の下に「又は同法第二百五十二条の二十の二第一項の規定による指定都市の総合区」を加える。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○財務省令第三十四号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二項中「及び受入経過利子（発行省令第八条第三項にいう金額をいう。以下同じ。）」を削り、同条第十三項中「及び受入経過利子」を削る。

第六条第五項中「（当該個人向け国債の第二期利子支払期から第三期利子支払期前までの間に当該個人向け国債を買い取る場合には、その額から、当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額）」を削る。

第七条第四項中「から当該個人向け国債に係る受入経過利子に相当する金額を減じて得た額」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第八条　発行省令第八条の規定は、個人向け国債については、適用しない。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　平成二十八年四月三十日以前に発行された個人向け国債の発行等に関する省令第二条に規定する個人向け国債については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第四号及び第五号中「第四条第一項」を「第三条第一項」に改める。

附　則

この省令は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）の規定に基づき、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄